

ご自身で、シミュレーションしてみてください。なお、ご不明な場合は見附商工会（電話62-1365）までお問い合わせください。

消費税の各種届出は下記のとおりです。

いずれも、**平成24年12月31日**（当日消印有効）が期限ですのでご注意ください。

平成25年分から課税事業者となる方は、基準期間である平成23年分の課税売上高が1,000万円超の方です。

また、「簡易課税制度」が選択できる方は、基準期間である平成23年分の課税売上高が5,000万円以下の方です。

「簡易課税制度」を一度選択すると2年間は継続して適用する必要があります。

また「簡易課税制度」を選択された方は「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出するまでそのまま継続適用されます。

基準期間である平成23年分の課税売上高が、1,000万円を超えていますか？

平成24年の特定期間（1～6月）の課税売上高が1千万円を超えていますか？

(注) 課税売上高に代えて、特定期間の給与支払額が1千万円を超えていなければ免税業者と判定することもできます。

